必要書類チェックシート

【申請先】〒061-1498 恵庭市京町1番地 本庁舎1階19番窓口

恵庭市役所 総務部財務室税務課 固定資産税担当

TEL: 0123-33-3131 (内線 1418・1419)

申請書					
□被相続人居住用家屋等確認申請	記載例を確認の上、ご記入ください。また、当該不動産の相続人全員の申				
書(様式 1-2)	請書をご提出ください。				
添付書類	コピー	主な取得先	確認事項		
□①被相続人の除票住民票 ※被相続人が老人ホーム等に入所 後、別の老人ホーム等に転居した 場合は、当該被相続人の戸籍の附 票が必要	不可	恵庭市役所 市民課	被相続人の死亡日・死亡時の居住地を確認します。		
□②相続人全員の住民票 ※被相続人の死亡時以降、相続人 が居住地を 2 回以上移転している 場合は、 戸籍の附票 が必要	不可	同上	相続から家屋の解体時まで、当該相続人全員が当該家屋に居住していないことを確認します。解体日以降の日付で発行されたものをご用意ください。		
□③ 敷地等の売買契約書 ※契約書全ページのコピーが必要	可	仲介業者など	相続した家屋の解体後の敷地を引渡した日を確認します。		
□④土地の登記事項証明書 ※換価分割の場合は遺産分割協議 書	可	法務局恵庭出張所など	相続人の数を確認します。		
□⑤解体後の建物の閉鎖事項証明 書 ※未登記の場合は解体工事の契約 書・請求書・領収書及び遺産分割 協議書	可	法務局恵庭出張所・解体業者・司法書士・仲介業者など	相続した家屋を解体した日を確認します。		
□⑥(i) · (ii)のいずれか					
(i)電気・水道・ガスの使用中止 日が確認できる書類 ※電気・ガス・水道の閉栓時の領 収書又は請求書 (いずれも使用中止日が相続開始 日以降であるものに限る)	可	電力会社・ガス会社・恵庭市 水道お客様センターなど	相続した家屋が「空き家」となっていることを確認します。 ※恵庭市水道お客様センターでは閉栓日を証明する書類の発行はしていませんが、代替書類として納入済証明書(発行手数料は無料)		
(ii)宅地建物取引業者による公告	可	仲介業者など	の発行は可能です。発行には本人 確認書類・被相続人との関係性を 示す書類(戸籍等)が必要です。		
□⑦ 更地の写真 ※撮影日記入(手書き可)	可	解体業者・仲介業者など	相続した家屋の解体後の敷地が、 敷地の譲渡時まで、別の建物等の 敷地の用に供されていないか確認 します。		
□ 返信用封筒 (郵送返却の場合)	申請者の住所・氏名を記入し切手を貼ったものをご用意ください。				

被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、1 ページ目の各書類と以下の $® \sim @$ のすべての書類を併せてご用意ください。

必要書類	コピー	主な取得先	確認事項
□⑧被相続人の介護保険被保険者 証又は障害福祉サービス受給者証 ※要介護認定等の決定通知書、要 介護認定等に関する情報を含む老 人ホーム等の記録等でも可	可	恵庭市役所 介護福祉課・障がい福祉課・入所施設など	被相続人が要介護、要支援、生涯 支援区分等の認定を受けていたこ とを確認します。
□⑨施設入所時の契約書	可	入所施設など	被相続人が入居または入所してい た施設の名称、種類、所在地等を 確認します。
□⑩(i)~(iii)のいずれか			
(i)電気・水道・ガスの使用中止 日が確認できる書類 ※電気・ガス・水道の閉栓時の領 収書又は請求書 (いずれも使用中止日が相続開始 日以降であるものに限る)	可	電力会社・ガス会社・恵庭市 水道お客様センターなど	被相続人が老人ホーム等入所後から相続開始の直前まで、当該家屋を一定使用し、かつ、事業の用、貸付けの用又は被相続人以外の居住の用となっていなかったことを
(ii)老人ホーム等が保有する外 出・外泊等の記録	可	入所施設など	確認します。 ※(i)詳細については 1 ページ目
(iii)その他要件を満たしていることが用意に認められる書類	可	_	⑥をご確認ください。